

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年4月18日

【会社名】 新都ホールディングス株式会社

【英訳名】 SHINTO Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鄧 明輝

【本店の所在の場所】 東京都豊島区北大塚三丁目34番1号 D.Tビル2階

【電話番号】 03-5980-7002

【事務連絡者氏名】 取締役 半田 紗弥

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区北大塚三丁目34番1号 D.Tビル2階

【電話番号】 03-5980-7002

【事務連絡者氏名】 取締役 半田 紗弥

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 普通株式

【届出の対象とした募集金額】 434,000,000円  
(注) 募集金額は、株式会社新都ホールディングス(以下「当社」といいます。)を株式交付親会社、株式会社北山商事を株式交付子会社とする株式交付(以下「本株式交付」といいます。)に関して、本株式交付の対価として取得する株式会社北山商事の株式数及び本株式交付の株式交付比率を勘案した当社普通株式の交付数に2024年4月18日開催の取締役会の決議の前日2024年4月17日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を乗じて算出した金額です。

【安定操作に関する事項】 該当ありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	6,200,000株(注)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 当社が本株式交付の対価として取得する株式会社北山商事(長野市大字赤沼767番地1、代表取締役北山聡明、以下「北山商事」といいます。)の株式数及び株式交付の株式交付比率を勘案して記載しております。なお、北山商事の普通株式の保有者から譲渡の申込みがなされる株式数に応じて、実際に当社が交付する株式数が変動することがあります。

(1) 2024年4月18日開催の取締役会の決議に基づいて行う株式交付に伴い発行する予定です。

(2) 本株式交付により増加する当社の資本金及び資本準備金の額は、会社計算規則第39条の2の定めに従い当社が別途適当に定める金額とします。

(3) 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋兜町7番1号

(4) 会社法第816条の4第1項の規定に基づき、簡易株式交付の手続により株主総会の決議による承認を受けずに株式交付を行う予定です。

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

株式交付によることとします。(注)

(注) 当社普通株式は、北山商事の普通株式の譲渡人に対して割り当てられます。本株式交付に係る割当ての内容の詳細については、「第二部 公開買付け又は株式交付に関する情報第1公開買付け又は株式交付の概要 4公開買付け又は株式交付に係る割当ての内容及びその算定根拠 株式交付比率」をご参照ください。

##### (2) 【募集の条件】

該当事項はありません。

##### (3) 【申込取扱場所】

該当事項はありません。

##### (4) 【払込取扱場所】

該当事項はありません。

#### 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

#### 4 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

##### (2) 【手取金の使途】

該当事項はありません。

### 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

### 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

### 第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

#### 1 【公開買付け又は株式交付の目的等】

株式交付の目的及び理由

##### (1) 当社グループの事業について

当社グループは、当社と連結子会社4社から構成されております。連結子会社は、当社の完全子会社である上海鋭有商貿有限会社、株式会社大都商会、並びに当社が51.0%を出資する北斗金属新材料株式会社及び株式会社大都商会が51.0%を出資する豊都マテリアルズです。当社グループの主な事業は、「廃プラスチックリサイクル事業」、「貿易事業(金属(主に銅・アルミニウム))リサイクル事業及び酒類・食品及び日用雑貨品輸出事業」、「アパレル事業」、「不動産関連サービス事業」です。

##### 「廃プラスチックリサイクル事業」

国内の廃プラスチックを仕入れ、再生ペレットや樹脂コンパウンドに加工するなど、各種プラスチック製品の原材料を製造、販売しております。

##### 「貿易事業」

アルミニウムや銅を主体とする廃金属にかかる輸出入貿易業務をおこなっております。また、酒類、食品及び日用雑貨品等の輸出を中国および中華圏に展開しております。

##### 「アパレル事業」

当社は、2つのオリジナルブランドを所有しており、そのブランドを他社にライセンス供与をおこなうライセンス業務を営んでおります。

##### 「不動産関連サービス事業」

主に中華圏及び在日中国人に向けた不動産物件の売買、仲介業務をおこなっております。

##### (2) 子会社化する目的について

##### 北山商事

北山商事は、2008年長野県長野市で設立、同所に本社工場を開業しました。開業後一貫して原材料(鉄、非鉄金属、古紙、古着、プラスチック)の集荷・選別・加工・提供をおこなう資源リサイクル事業と資源リユース事業を主たる事業としており、長野県内に3ヶ所の工場と1ヶ所のプラント、新潟県に直江津港ヤードを所有しております。中古の鉄スクラップやスチール缶、アルミ缶、銅、アルミ、ステンレス、真鍮、レアメタル、その他非鉄金属、OA機器、産業機械、農業機械、工業機械、電気製品などを買取りし選別と加工をおこない、リサイクル原料とリユース商品として販売しております。また、事業所や工場の引越し、廃業や倒産に伴う什器類、廃機械、搬出困難な大型機械、産業用機械や各種プラント設備を解体し、工場建屋等の現場から搬出撤去する解体事業や、須坂長野東ICに接した工業団地に立地する地理的メリットを活かした産業廃棄物処理事業もおこなっております。

同社は、国内各地に広がる取引先のネットワークを構築しております。また、新潟県直江津港を拠点として、中国、韓国、タイやインドネシア等に向け、各国のニーズに沿ったスクラップ資源を輸出しております。

さらに同社は、企業価値の向上に前向きで、2015年には、環境マネジメントシステム国際規格ISO 14001及び品質マネジメントシステム国際規格ISO 9001:2008の認証を取得し、それらの保持に務めております。また、循環型社会の構築に積極的に取り組んでおり、その結果、競合他社との差別化に成功したことで、顧客からの高い評価と信頼を獲得し、2023年9月期は2021年9月期比で、売上高199.34%増、経常利益207.53%増となりました。

##### 北山商事を子会社化することによる当社事業との相乗効果

当社貿易部門の中で、金属リサイクル事業に係る売上高は、前年度33億円、今年度55億円と順調に取引規模が拡大しており、当社の主力事業に成長しております。現在、当社の金属リサイクル事業は、鉄くずスクラップの輸出が中心ですが、北山商事を子会社化することにより当社金属リサイクル事業において、鉄くずスクラップの集荷・切断・圧縮等の工程を経た商品をグループ内で製造が可能となり、それらは、建築、車両、家電、産業向けの利益率の高いスクラップとなります。具体的には、当社は、同社の有する長野県内の3ヶ所の工場と1ヶ所のプラントにおいて、当社顧客のニーズに応じて選別、加工した製品を当社顧客に出荷販売することが可能となります。

また、北山商事は国内に鉄・非鉄金属の販売先を30社程度有しており、当社は、同社からの顧客紹介を受け、それら販売先を当社の販売先として共有できることとなります。

さらに、北山商事は同社工場において廃プラスチックリサイクル商品を製造していることから、当社は現取引先に北山商事が製造する廃プラスチックリサイクル商品を販売することで当社の売上げの増大を図っていく計画です。

一方北山商事にとっては、当社が有する全国4か所(富山県、兵庫県、茨城県及び千葉県)の工場の一部をストックヤードとして利用することができます。その結果、同社にとっても関東関西北陸地区での仕入れルート、販売ルートの確保が可能となります。

現在、当社は金属リサイクル事業の仕入れの約70%を北山商事からおこなっており、貿易事業の一層の拡大を図るため、主要取引先である北山商事を被買収候補として2023年8月頃より交渉を重ね、株式取得による子会社化することで合意に至りました。

また、当社は北山商事と合併で廃金属仕入れ輸出を主業とする総合リサイクル企業を目指した北都金属新材料株式会社を2022年12月15日設立し営業展開もしております。今後、両社の企業規模の拡大やコストの削減、新たな市場開拓や顧客との新規取引開始、売上や利益の増加を期待できることから、株式交付による子会社化の実施に至りました。

なお、本株式交付計画に基づき、当社は、北山商事の普通株式1株に対して、当社の普通株式12,375.25株を割当て交付いたします。当社が本株式交付により北山商事の株式に係る割当てとして交付する当社の普通株式は、全て当社が新規に発行する株式であり、当社が譲り受ける北山商事の普通株式は501株であり、本日時点においては6,200,000株を予定しており、2024年1月31日時点における当社の発行済株式総数31,966,100株に対する割合は19.39%となります。

#### (1) 株式交付子会社の概要

商号	株式会社北山商事
事業内容	鉄、非鉄金属のリサイクル 廃棄物処理 解体工事
設立年月日	2008年4月22日
本店所在地	長野県長野市大字赤沼767番地 1
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 北山聡明
資本金の額	50,000千円(2023年9月30日現在)
発行済株式数	1,000株(2023年9月30日現在)
事業年度の末日	9月30日
従業員	36名(単体)(2023年9月30日現在)
主要取引先	株式会社ナベショー、飛田テック株式会社、株式会社セキヤ、双葉貿易株式会社、株式会社秋元商店、株式会社内山商店、株式会社安田商店、エヌイー・トージツ株式会社
大株主及び持株比率	北山聡明 100.00% (2023年9月30日現在)
当事会社間の関係等	資本関係：該当事項はありません。
	人的関係：該当事項はありません。
	取引関係：廃金属の売買取引あり。合併会社あり。
	関連当事者への該当状況：該当事項はありません。

#### (2) 提出会社の概要

商号	新都ホールディングス株式会社
事業の内容	廃プラスチック 廃金属のリサイクル 酒類・食品の輸出 廃プラスチックリサイクル事業、金属(主に銅・アルミニウム)リサイクル事業、酒類・食品、日用雑貨品輸出事業、アパレル事業、不動産関連サービス事業
本店所在地	東京都豊島区北大塚三丁目34番 1号 D.Tビル2階

代表者及び役員	代表取締役社長 鄧 明輝 取締役 半田 紗弥 取締役 塚本 雄三 取締役 下村 昇治 監査役 根本 佳明 監査役 高際 定弘 監査役 呂 娟
資本金	2,473,989千円(2024年1月31日現在)
決算期	1月31日

## (3) 提出会社の企業集団の概要

本株式交付の効力発生後における当社の企業集団の概要は以下のとおりとなる予定です。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合%	関係内容
(連結子会社) 上海鋭有商貿 有限公司	中華人民 共和国 上海市	1,329,373 人民元	アパレル事業	100.0	当社から資金援助をして おります。
(連結子会社) 株式会社大都商会	東京都 豊島区	5,000万円	貿易事業	100.0	当社の代表取締役が代 表者を兼任しておりま す。 当社から資金援助をし ております。
(連結子会社) 北都金属新材料 株式会社	東京都 豊島区	5,000万円	貿易事業	51.0	当社の役員2名が取締役 を兼任しております。
(連結子会社) 株式会社北山商事 (注)2	長野県 長野市	5,000万円	貿易事業	50.1	非鉄金属(主にアルミニ ウム・銅)に関する仕入 取引があります。 また、合併で北都金属 新材料株式会社を設立 しております。 役員の兼任については 、未定であります。
(その他の関係会社) 大都(香港)實業 有限公司	中華人民 共和国 香港特別 行政区	10,000 香港ドル	貿易事業		当社の役員の所有会社 であり、当該役員1名 が董事を兼任してあり ます。

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当する予定であります。

3. 有価証券報告書の提出会社は含まれておりません。

## 提出会社の企業集団における株式交付子会社と提出会社の企業集団の関係

## 資本関係

当社は北山商事の株式を保有していませんが、本株式交付により、当社は北山商事の普通株式の過半数を保有し、北山商事は当社の子会社となる予定です。

## 役員の兼任関係

該当事項はありません。

## 取引関係

当社との非鉄金属(主にアルミニウム・銅)に関する仕入取引。(合併で北都金属新材料株式会社を設立しております。)

## 2 【公開買付け又は株式交付の当事会社の概要】

該当事項はありません

## 3 【公開買付け又は株式交付に係る契約等】

[ 株式交付計画の内容の概要 ]

1. 当社は、2024年5月15日を効力発生日とし、当社を株式交付親会社、北山商事を株式交付子会社とする株式交付を行うこととする株式交付計画(以下「本株式交付計画」といいます。 )について、当社取締役会の承認を得ております。本株式交付計画に基づき、北山商事の普通株式1株に対して、当社の普通株式6,200,000株を割当て交付します。本株式交付計画の内容は、下記「2 株式交付計画の内容」のとおりであります。

### 2. 株式交付計画の内容

当計画書は、2024年4月18日の当社取締役会で決議されたものである。

第1条 株式会社新都ホールディングスが譲り受ける株式会社北山商事の株式の数の下限は501株とする。

第2条 株式会社新都ホールディングスは北山聡明氏に対して株式会社北山商事の株式501株の対価として、株式会社新都ホールディングスの株式620万株を交付する。

第3条 株式会社新都ホールディングスは北山聡明氏に対して、その譲渡する株式会社北山商事の株式1株につき、株式会社新都ホールディングスの株式12,375.25株を割り当てる。

第4条 本株式交付により増加する株式会社新都ホールディングスの資本金及び資本準備金の額

- (1) 増加する資本金 金 0円
- (2) 増加する資本準備金 会社計算規則に従い、当社が別途定める額
- (3) 増加する利益準備金の額 金0円

第5条 北山商事株式会社株式の譲渡しの申し込みの期日は、2024年5月9日とする、

第6条 本株式交付の効力発生日は2024年5月15日とする

## 4 【公開買付け又は株式交付に係る割当ての内容及びその算定根拠】

[ 株式交付比率 ]

会社名	新都ホールディングス 株式会社 (株式交付親会社・当社)	株式会社北山商事 (株式交付子会社)
株式交付比率	12,375.25	1

- (注) 1. 本株式交付に伴い、北山商事の普通株式1株に対して当社の普通株式6,200,000株を交付します。
2. 当社が本株式交付により発行する新株式数の下限: 普通株式6,200,000株  
上記新株式数は、当社が本株式交付に際して譲り受ける北山商事の普通株式の下限の数に対して交付する当社の普通株式の数です。本株式交付が成立することで当社株式は19.39%の希薄化が起こる見込みです。なお、本株式交付により、北山商事は当社の株式を16.24%保有することとなります。
3. 1株に満たない端数の処理  
本株式交付に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当てを受けることになる北山商事の株主様に対しては、当社は会社法第234条その他関連法令の定めに従い、その端数の合計数に相当する当社の式を売却し、係る売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。
4. 本株式交付により増加する当社の資本金及び資本準備金の額は、会社計算規則第39条の2の定めに従い当社が別途適当に定める金額とします。

### 算定機関の名称並びに当社及び北山商事との関係

当社は、当社並びに北山商事から独立した第三者算定機関である「株式会社HGKコンサルティング(所在地:東京都港区北青山2丁目12-13青山KYビル4F代表取締役日垣秀庸氏、以下「HGK」という。 )」に依頼し、2024年1月15日付で、北山商事の株式価値に関する算定書を取得いたしました。現時点において、株式価値に関する算出根拠の数値に変更がないため、当該算定結果を使用いたします。なお、HGKは当社及び北山商事の関連当事者には該当せず、当社及び北山商事との間で重要な利害関係を有していません。

### 算定の概要

当社株式については、東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法(算定基準日を2024年4月17日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る、1か月、3か月、6か月の各期間の株価終値

の出来高加重平均)を採用いたしました。株価については、近時の値であるほうが、最近のトレンドを反映しやすいという利点がある一方で、期間が短期であると、一時的な要因による価格変動の影響を受けるといった問題があり、いずれの期間がベストであるとも判断できないため、これらの値の最小値から最大値を市場株価法による算定結果としております。

採用手法	算定結果(円)
市場株価法	69.55 ~ 75.20

HGKは、北山商事の株式について、非上場会社であるため市場株価が存在せず、将来清算する予定のない継続企業であるため、DCF(ディスカウント・キャッシュ・フロー)法による算定を採用いたしました。算定については、北山商事が作成した2024年9月期～2027年9月期までの財務予測を基本として、将来キャッシュフローを算定し、一定の割引率(資本還元率9.4%～6.4%)で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し算定しております。なお、算定の対象とした財務予測に大幅な増減益は見込んでおりません。

HGKが算定した、北山商事普通株式の1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	算定結果(円)
DCF法	1,127,552 ~ 2,578,420

HGKは、北山商事の株式価値の算定に際して、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証をおこなっておりません。また、北山商事と当社及び当社グループの資産または負債(偶発債務を含みます。)について、個別の各資産、各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定をおこなっておりません。加えて、北山商事と当社の財務予測については両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

#### 交付株式数を620万株に決定した経緯

当社が簡易株式交付によって、交付できる当社株式数の上限は直近期末純資産の20%あたり、概算6,393,200株であります。株式交付で譲渡される北山商事の株式数の下限は、発行済み株式数の50.1%,501株です。算定結果の北山商事の1株当たりの株式価値は、最低値で1,127,552円であり、501株の価額は564,903,552円となります。当社株式の算定額は、最高値で75.20円であり、564,903,552円を除くと7,512,015株となるため、簡易株式交付の上限を超えます。そのため、北山聡明氏と交渉し、北山商事株式1株に対し、当社株式12,375.25株という交付比率で合意いたしました。結果、北山商事株式501株に対して当社株式6,200,000株を交付することといたしました。

#### 参考

本株式交付の北山商事株式1株に対する当社株式の数
12,375.25株
算定結果をもとにした交換比率による北山商事株式1株に対する当社株式の数
14,994株 ~ 37,072株

## 5 【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行(交付)される有価証券との相違(株式交付子会社の発行有価証券と株式交付によって発行(交付)される有価証券との相違)】

### 株式の譲渡制限

当社の定款には定めがありませんが、北山商事の定款には、北山商事の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない旨の定めがあります。

#### 単元未満株式

北山商事では、単元株式制度は採用されておりません。これに対して、当社の定款には、単元株式数を100株とする旨の定めが置かれており、当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売り渡すことを当社に請求すること(いわゆる単元未満株式の買取請求)ができます。

#### 自己株式の取得



当社の定款には、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨の定めが置かれておりますが、北山商事の定款には同様の定めはありません。

#### 剰余金の配当等

当社の定款には、取締役会の決議によって、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当「以下、「中間配当金」という。」をすることができる旨の定めが置かれておりますが、北山商事の定款には毎年9月30日の同様の定款の定めは置かれておりません。

## 6 【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行(交付)条件に関する事項】

該当事項はありません。

## 7 【公開買付け又は株式交付に関する手続】

[ 株式交付に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法 ]

本株式交付に関し、当社は、会社法第816条の2第1項及び会社法施行規則第213条の2の各規定に基づき、株式交付計画、当社が譲り受ける北山商事の株式の数の下限についての定めが同条第2項に定める要件をみたすと当社が判断した理由、会社法第774条の3第1項第3号から第6号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項、本株式交付に際して交付する新株予約権等の定め相当性に関する事項、北山商事についての事項、当社についての事項、本株式交付が効力を生じる日以後における株式交付親会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第213条の2第6号)が記載されている書類を当社の本店において2024年4月18日よりそれぞれ備え置く予定です。

は、2024年4月18日開催の当社の取締役会において承認された株式交付計画です。は、当社が譲り受ける北山商事の株式の数の下限についての本株式交付計画の定めです。北山商事が効力発生日において当社の子会社(会社法施行規則第3条第3項第1号に定める子会社をいいます。)となる株式数と当社が判断した理由を説明するものです。は、本株式交付に際して交付する株式の数及びその割当ての相当性、本株式交付により増加する当社の資本金及び準備金の額の相当性、本株式交付に際して交付する金銭等の相当性について説明するものです。は、本株式交付に際して交付する新株予約権等の定め相当性に関する事項について説明するものです。は、北山商事の最終事業年度に係る計算書類等の内容、最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を説明するものです。は、当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明するものです。は、当社の債務の履行の見込みについて説明するものです。

これらの書類は、当社の本店において閲覧することができます。なお、本株式交付が効力を生ずる日までの間に、上記 から までに掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

[ 株主総会等の株式交付に係る手続の方法及び日程 ]

株式交付計画承認の当社取締役会 2024年4月18日(木曜日)

株式交付子会社の株式の譲渡の申込期日 2024年5月9日(木曜日)

株式交付の効力発生日 2024年5月15日(水曜日)

ただし、本株式交付の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更する場合があります。

[ 株式交付子会社が発行者である有価証券の所有者が当該株式交付に関して買取請求権を行使する方法 ]

該当事項はありません

## 第2 【統合財務情報】

当社の主要な経営指標等、北山商事の主要な経営指標等はそれぞれ以下のとおりであります。

### 1. 当社の連結経営指標

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	2019年1月	2020年1月	2021年1月	2022年1月	2023年1月
売上高(千円)	1,575,252	885,693	711,682	4,769,500	4,019,669
経常利益又は経常損失( )(千円)	367,612	321,646	163,366	15,441	198,114

親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失( )(千円)	385,272	327,599	164,319	64,312	212,477
包括利益(千円)	385,239	327,169	162,395	65,101	209,626
純資産額(千円)	218,564	333,484	610,006	909,700	1,254,592
総資産額(千円)	935,048	949,323	1,387,188	1,425,705	1,995,509
1株当たり純資産額(円)	15.13	18.97	25.98	34.42	38.12
1株当たり当期純利益又は当期純 損失( )(円)	30.27	22.28	9.20	2.53	7.57
潜在株式調整後1株当たり当期純 利益(円)					
自己資本比率(%)	22.3	34.75	42.72	62.58	60.96
自己資本利益率(%)	236.89	99.29	27.72	7.21	20.15
株価収益率(倍)				22.53	
営業活動によるキャッシュ・フ ロー(千円)	944,288	227,056	342,730	136,064	383,050
投資活動によるキャッシュ・フ ロー(千円)	5,882	5,994	147	15,882	69,074
財務活動によるキャッシュ・フ ロー(千円)	687,600	372,076	164,011	24,486	569,488
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	168,602	307,231	126,587	282,094	425,291
従業員数(名)	23	22	29	38	43
[ほか、平均臨時雇用者数]	[14]	[1]	[7]	[3]	[3]

(注) 売上高には消費税等は含まれておりません。

## 2. 当社の経営指標

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	2019年1月	2020年1月	2021年1月	2022年1月	2023年1月
売上高 (千円)	864,302	795,158	693,638	2,716,992	3,395,291
経常利益又は経常 損失( ) (千円)	360,513	325,026	158,782	26,599	150,838
当期純利益又は当 期純損失( ) (千円)	378,173	353,616	159,736	78,454	148,587
資本金 (千円)	1,787,432	2,011,704	2,087,939	2,205,930	2,473,989
発行済株式総数 (株)	13,837,000	17,447,000	22,869,900	25,978,100	31,966,100
純資産額 (千円)	245,825	334,296	613,477	916,725	1,298,156
総資産額 (千円)	932,232	930,468	1,080,097	1,091,494	1,926,775

1株当たり純資産 額 (円)	17.11	20.49	26.13	35.13	40.68
1株当たり配当額(円) (内、1株当たり 中間配当額) (円)	( )	( )	( )	( )	( )
1株当たり当期純 利益又は当期純損 失(円)	29.71	24.05	8.95	3.08	5.29
潜在株式調整後1 株当たり当期純利 益(円)					
自己資本比率 (%)	25.29	35.54	55.19	83.43	67.37
自己資本利益率 (%)	202.92	92.02	26.79	8.62	13.45
株価収益率 (倍)				18.50	
配当性向 (%)					
従業員数 [ほか、平均臨時(名) 雇用者数]	19 [14]	15 [1]	12 [ ]	14 [ ]	8 [ ]
株主総利回り (%) (比較指標：配当 込み TOPIX ) (%)	72.6 (87)	76.2 (96)	42.7 (105)	29.3 (113)	44.3 (121)

## 3. 北山商事の主要な経営指標等

	株式会社北山商事				
回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2019年9月	2020年9月	2021年9月	2022年9月	2023年9月
売上高(千円)	1,660,416	1,972,786	5,134,799	10,495,260	15,370,667
経常利益又は経常損失 (千円)	13,249	59,957	53,733	36,048	165,244
当期純利益又は当期純 損失(千円)	10,603	1,111	4,063	25,037	85,771
持分法を適用した場合 の投資利益(千円)					
資本金(千円)	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000

発行済株式総数（株）	200	200	200	200	1,000
純資産額(千円)	64,775	65,886	69,949	94,986	220,758
総資産額(千円)	1,087,318	1,734,211	2,133,137	3,496,443	3,548,945
1株当たり 純資産(円)	323,876	329,432	349,748	474,934	220,758
1株当たり配当額(うち 1株当たり中間配当 額)（円）	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(円)	53,016	5,555	20,316	125,185	85,771
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益（円）					
自己資本比率(%)	5.96	3.80	3.28	2.72	6.22
自己資本利益率(%)	16.37	1.69	5.81	26.36	38.85
株価収益率(%)					
配当性向(%)					
現金及び現金同等物の 期末残高（千円）	100,428	212,191	446,379	674,863	356,625

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

#### 4. 株式交付後の当社の経営指標等

上記各主要な経営指標等に基づく株式交付後の当社の経営指標等の見積もりとして、当社の最近連結会計年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」並びに北山商事の最終事業年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」を合算すると、以下のとおりとなります。

もっとも、以下の数値は、単純合算値に会計上必要最低限の内部取引を加味したに過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載であることにご留意ください。また、「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純な合算を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがあることから、合算は行っておりません。

売上高(千円)	17,804,784
経常利益(千円)	122,175
親会社株主に帰属する当期純利益	63,416

### 第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません

## 第三部 【追完情報】

### 1 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第39期)(以下「本有価証券報告書」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2024年4月18日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、本有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2024年4月18日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2 臨時報告書の提出について

本有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2024年4月18日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

(2023年4月28日提出の臨時報告書)

#### 1 [提出理由]

当社は、令和5年4月28日開催の当社第39回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

#### 2 [報告内容]

(1)当該株主総会が開催された年月日

令和5年4月28日

(2)当該決議事項の内容

#### 第1号議案 定款一部変更の件

当社及び子会社の事業の現状に即し、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条の変更を行うものであります。

#### 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役として、鄧明輝、塚本雄三、半田紗弥、下村昇治を選任するものであります。

#### 第3号議案 取締役の報酬額改定の件

株式会社東京証券取引所が実施する市場区分の再編(2022年4月)に伴う職責の拡大、経済情勢の変化等を勘案し、取締役の報酬額を年額700万円以内(うち社外取締役分は500万円以内)と改定するものであります。

#### 第4号議案 監査役の報酬額改定の件

株式会社東京証券取引所が実施する市場区分の再編(2022年4月)に伴う職責の拡大、経済情勢の変化等を勘案し、監査役の報酬額を年額300万円以内(うち社外監査役分は500万円以内)と改定するものであります。

(3)当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

総議決権の数(2023年1月31日現在) 319,061 個

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果	
				賛成比率(%)	可否
第1号議案	155,229	285	0	99.81	可
第2号議案					
鄧明輝	154,945	569	0	99.62	可
塚本雄三	154,938	576	0	99.62	可

半田 紗弥	154,937	577	0	99.62	可
下村 昇治	154,939	575	0	99.62	可
第3号議案	154,780	714	0	99.52	可
第4号議案	154,838	676	0	99.55	可

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- 第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した株主の議決権(事前行使分を含む)の三分の二以上の賛成です。
- 第2号議案、第3号議案および第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権(事前行使分を含む)の過半数の賛成です。

(4)賛成、反対及び棄権の議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使書及び電磁的方法による事前行使分並びに株主総会当日に出席した一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになっているため、株主総会当日に出席したその余の株主の賛成、反対、及び棄権に係る議決権の数は加算しておりません。

(2023年8月8日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1)当該異動に係る主要株主の名称

主要株主でなくなったもの 株式会社DMM.com証券

(2)当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主の議決権に対する割合
異動前	34,244個	10.73%
異動後	29,720個	9.31%

(注)1. 異動前の所有議決権の数は、2023年1月31日現在のものであり、異動前の総株主等の議決権に対する割合は、2023年1月31日時点の発行済株式総数31,966,100株から、同日現在の自己株式58,200株を控除した総株主の議決権の数319,079個(31,907,900株)を基準に算出し、小数点第三位を四捨五入しております。

(注)2. 異動後の所有議決権の数は、2023年7月31日現在のものであり、異動後の総株主等の議決権に対する割合は、2023年7月31日時点の発行済株式総数31,966,100株から、同日現在の自己株式58,200株を控除した総株主の議決権の数319,079個(31,907,900株)を基準に算出し、小数点第三位を四捨五入しております。

(3)当該異動の理由及び年月日

当該異動の理由

当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社から、2023年7月31日現在の株主名簿が送付され、主要株主の異動が判明いたしました。

異動年月日

2023年7月31日

(4)本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 2,473,989,930円  
 発行済株式総数 普通株式 31,966,100株

(2024年3月28日提出の臨時報告書)

1 [ 提出理由 ]

当社および当社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [ 報告内容 ]

(1) 当該事象の発生年月日

2024年3月27日(取締役会 決議日)

(2) 当該事象の内容

「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、当社連結子会社が保有し、プラスチック再生事業を営む3工場(茨城工場、関西工場、富山工場)において、収益性の低下がみられたことから、現在の事業環境ならびに今後の見通しを勘案し、2024年1月期において減損損失を特別損失として計上いたしました。

(3) 当該事象の損益および連結損益に与える影響額

当該事象の発生に起因し、2024年1月期の個別決算においては、減損損失が34,680千円、および当該連結子会社に対し保有する関係会社株式の評価損が253,584千円、連結決算においては、減損損失124,775千円を、それぞれ特別損失として計上いたしました。

3 . 最近の業績の概要について

第40期事業年度(2023年2月1日から2024年1月31日まで)の業績の概要

2024年3月13日付および2024年3月19付の当社取締役会で承認され、2024年3月19日に公表した〔訂正・数値データ訂正〕「2024年1月期決算短信〔日本基準〕(連結)」の財務諸表は以下のとおりであります。

なお、同決算短信は、金融商品取引法193条の2第1項の規定に基づく監査法人のレビューは終了しておりません。

## 連結財務諸表及び主な注記

## (1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年1月31日)	当連結会計年度 (2024年1月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	425,291	180,726
売掛金	533,922	479,259
商品及び製品	107,028	112,217
原材料及び貯蔵品	97,247	78,627
前渡金	388,615	338,133
未収入金	50,971	49,564
短期貸付金	14,019	1,019
その他	62,063	21,646
貸倒引当金	31,592	17,865
流動資産合計	1,647,566	1,243,330
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	29,864	26,920
建物附属設備(純額)	10,029	
構築物(純額)	11,318	
機械及び装置(純額)	36,443	
車両運搬具(純額)	11,880	
工具、器具及び備品(純額)	3,039	6
土地	119,200	119,200
建設仮勘定	5,243	
有形固定資産合計	227,019	146,127
無形固定資産		
のれん	63,627	
その他	311	
無形固定資産合計	63,938	
投資その他の資産		
投資有価証券	5,827	5,827
敷金及び保証金	13,521	15,357
長期営業債権	29,502	31,705
その他	44,033	17,714
貸倒引当金	35,900	47,267
投資その他の資産合計	56,984	23,337
固定資産合計	347,943	169,465
資産合計	1,995,509	1,412,795



(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年1月31日)	当連結会計年度 (2024年1月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	305,551	102,716
短期借入金	8,901	
1年内返済予定の長期借入金	16,668	18,671
未払金	58,024	64,797
未払法人税等	15,978	17,201
訴訟損失引当金	46,944	55,662
その他	13,839	55,332
流動負債合計	465,907	314,381
固定負債		
長期借入金	246,117	225,052
長期未払金	11,423	7,939
長期預り保証金	1,650	5,150
繰延税金負債	15,819	14,378
固定負債合計	275,010	252,520
負債合計	740,917	566,902
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,473,989	2,473,989
資本剰余金	3,012,757	3,012,757
利益剰余金	4,190,757	4,584,825
自己株式	81,809	81,809
株主資本合計	1,214,180	820,113
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	2,320	1,499
その他の包括利益累計額合計	2,320	1,499
非支配株主持分	38,090	24,280
純資産合計	1,254,592	845,893
負債純資産合計	1,995,509	1,412,795

## (2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

## 連結損益計算書

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2022年 2月 1日 至2023年 1月31日)	当連結会計年度 (自 2023年 2月 1日 至2024年 1月31日)
売上高	4,019,669	6,293,269
売上原価	3,773,546	6,160,338
売上総利益	246,123	132,931
販売費及び一般管理費	455,642	428,744
営業損失( )	209,518	295,812
営業外収益		
受取利息	529	1,049
為替差益	41,608	60,821
貸倒引当金戻入益		5,407
その他	10,056	15,011
営業外収益合計	52,194	82,289
営業外費用		
支払利息	19,324	8,950
貸倒引当金繰入額	8,135	
訴訟損失引当金繰入額	6,882	40,566
その他	6,448	8,209
営業外費用合計	40,789	57,727
経常損失( )	198,114	271,250
特別利益		
新株予約権戻入益	6,101	
保険差益		2,658
特別利益合計	6,101	2,658
特別損失		
固定資産除却損	12,631	2,827
減損損失		124,775
特別損失合計	12,631	127,602
税金等調整前当期純損失( )	204,644	396,194
法人税、住民税及び事業税	5,602	1,430
法人税等調整額		1,441
法人税等合計	5,602	10
当期純損失( )	210,246	396,184
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失( )	2,231	2,116
親会社株主に帰属する当期純損失( )	212,477	394,067

## 連結包括利益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 2月 1日 至2023年 1月31日)	当連結会計年度 (自 2023年 2月 1日 至2024年 1月31日)
当期純損失( )	210,246	396,184
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	620	820
その他の包括利益合計	620	820
包括利益	209,626	397,005
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	211,857	394,888
非支配株主に係る包括利益	2,231	2,116

## (3)連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,205,930	2,744,698	3,978,280	81,809	890,539
当期変動額					
新株の発行	268,059	268,059			536,119
親会社株主に帰属 する当期純損失 ( )			212,477		212,477
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	268,059	268,059	212,477		323,642
当期末残高	2,473,989	3,012,757	4,190,757	81,809	1,214,180

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	1,700	1,700	6,101	11,359	909,700
当期変動額					
新株の発行					536,119
親会社株主に帰属 する当期純損失 ( )					212,477
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	620	620	6,101	26,731	21,250
当期変動額合計	620	620	6,101	26,731	344,891
当期末残高	2,320	2,320	-	38,090	1,254,592

当連結会計年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,473,989	3,012,757	4,190,757	81,809	1,214,180
当期変動額					
新株の発行					
親会社株主に帰属する当期純損失( )			394,067		394,067
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	394,067	-	394,067
当期末残高	2,473,989	3,012,757	4,584,825	81,809	820,113

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,320	2,320	-	38,090	1,254,592
当期変動額					
新株の発行					-
親会社株主に帰属する当期純損失( )					394,067
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	820	820		13,810	14,631
当期変動額合計	820	820		13,810	408,698
当期末残高	1,499	1,499	-	24,280	845,893

## (4)連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 2月 1日 至2023年 1月31日)	当連結会計年度 (自 2023年 2月 1日 至2024年 1月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純損失( )	204,644	396,194
減価償却費	22,553	28,177
減損損失		124,775
のれん償却額	21,209	21,209
貸倒引当金の増減額( は減少)	38,810	2,359
受取利息及び受取配当金	529	1,049
支払利息	19,324	8,950
新株予約権戻入益	6,101	
訴訟損失引当金の増減額( は減少)	6,882	8,717
有形固定資産除却損	12,631	2,827
売上債権の増減額( は増加)	57,108	55,681
棚卸資産の増減額( は増加)	125,707	14,855
前渡金の増減額( は増加)	308,459	50,872
仮払金の増減額( は増加)	279	373
仕入債務の増減額( は減少)	216,431	204,087
未払金の増減額( は減少)	16,281	6,221
その他	45,758	82,648
小計	335,511	198,381
利息及び配当金の受取額	529	1,049
利息の支払額	19,324	8,950
法人税等の支払額	28,744	464
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>383,050</b>	<b>206,746</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
出資金の回収による収入		27,347
短期貸付金の回収による収入		13,000
有形固定資産の取得による支出	28,152	26,857
無形固定資産の取得による支出		5,300
敷金及び保証金の差入による支出	300	1,835
その他	40,621	
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>69,074</b>	<b>6,354</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少)	215,242	8,901
長期借入れによる収入	250,000	
長期借入金の返済による支出	1,389	20,525
長期未払金の返済による支出		3,483
株式の発行による収入	528,515	
新株予約権の発行による収入	7,604	
非支配株主への払戻による支出		11,693
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>569,488</b>	<b>44,604</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,333	432
<b>現金及び現金同等物の増減額( は減少)</b>	<b>118,696</b>	<b>244,564</b>

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 2月 1日 至2023年 1月31日)	当連結会計年度 (自 2023年 2月 1日 至2024年 1月31日)
現金及び現金同等物の期首残高	282,094	425,291
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	24,500	
現金及び現金同等物の期末残高	425,291	180,726

## (5)連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

## 偶発債務

当社に対して、2018年9月に発生した労災事故について、2023年10月31日付で、引っ越し業者の従業員から損害賠償請求の訴訟(請求額は48,336千円)が提起されております。また、当社グループの連結子会社である株式会社大都商会に対して、過去の顧客・取引先から損害賠償等の請求を求める訴訟(請求額は69,352千円)を提起されております。

いずれも現在係争中であり、当社グループといたしましては、訴訟において当社グループの主張を行っていく方針であります。現時点で、将来発生した場合の債務の金額を合理的に見積もることができないため、当該偶発債務に係る損失について引当金は計上しておりません。

上記について、訴訟の推移によっては、今後の業績に影響を及ぼす可能性があります。現時点ではその影響を予測するのは困難であります。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)	当連結会計年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)
1株当たり純資産額	38.12円	25.75円
1株当たり当期純損失金額( )	7.57円	12.35円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 金額		

(注) 1. 前連結会計年度における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年1月31日)	当連結会計年度 (2024年1月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,254,592	845,893
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	38,090	24,280
[うち非支配株主持分(千円)]	[38,090]	[24,280]
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,216,501	821,612
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(千株)	31,907	31,907

## 3. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)	当連結会計年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失金額( )(千円)	212,477	394,067
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失金額 ( )(千円)	212,477	394,067
普通株式の期中平均株式数(千株)	28,067	31,907

## 重要な後発事象

該当事項はありません

## その他重要な発生事実

(営業外収益「為替差益」の内容)

当第4四半期連結会計期間(2023年11月1日～2024年1月31日)において、外国為替相場の大幅な変動により、為替差損4,572千円を計上いたしました。これは主として、当社が保有する外貨建資産を期末日為替レートで評価替えしたことにより発生したものであります。その結果、2024年1月期第3四半期連結累計期間(2023年2月1日～2023年10月31日)で計上した営業外収益(為替差益)65,393千円は、2024年1月期通期(2023年2月1日～2024年1月31日)の損益計算書において60,821千円となりました。





## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自 2022年2月1日	2023年4月28日
	(第39期)	至 2023年1月31日	関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度	自 2023年2月1日	2023年12月13日
	(第40期第3四半期)	至 2023年10月31日	関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和5年4月27日

新都ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

監査法人アリア  
東京都港区

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 茂 木 秀 俊

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 山 中 康 之

### < 財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている新都ホールディングス株式会社の令和4年2月1日から令和5年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新都ホールディングス株式会社及び連結子会社の令和5年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貿易事業売上の実在性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>セグメント情報に記載されているとおり、貿易売上は3,992,059千円と連結財務諸表の売上高全体の99.3%を占め金額的重要性が高い。</p> <p>また、貿易取引は、取引一件当たりの取引金額が多額であることが多く、当該売上から虚偽表示が生じた場合は、経営成績等に重大な影響を与える可能性がある。</p> <p>これらの理由により、当監査法人は貿易事業売上の実在性を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、貿易事業売上の実在性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営者が構築した貿易売上に関連する内部統制の整備状況を評価し、運用状況の有効性を評価した。</li> <li>・ 貿易事業売上に対する手続の実施範囲を拡大して手続を実施するとともに、船積書類、通関書類、物品移動に関する証憑、入金証憑等と会計帳簿と突合し、当該売上が実在していることを確認した。</li> <li>・ 期末時点で入金が未了の貿易事業売上に関しては、広範に残高確認を実施するとともに、期末日後の入金状況を確認した。</li> <li>・ 新規の取引先に関しては、取引先との取引条件や関連当事者への該当有無を含む関係性を検討し、取引先との取引の合理性を検討した。</li> </ul>

大都商會に係るのれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（会計上の見積に関する注記）に記載されている通り、株式会社大都商會ののれんの残高は63,627千円と、総資産の3.1%を占める。</p> <p>当該のれんは株式会社大都商會の取得時に識別されたのれんであり、同社の取得時点における将来の事業計画に基づいた超過収益力等が反映されている。</p> <p>当該のれんに減損の兆候があると認められる場合は、同社における割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれんを含む資産グループの帳簿価額を比較することによって、減損の要否を判定する。</p> <p>減損の兆候に該当するか否かは、主として営業活動から生ずる損益の継続的なマイナス、経営環境等の著しい悪化に該当するか否か等により判断される。また、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっていない場合であっても、取得時点で見込まれていた事業計画が達成されない場合や、取得時点の事業計画の前提となる経営環境の著しい悪化等が生じた場合には、減損の兆候があると認められ、減損損失の認識の判定が必要になる可能性がある。</p> <p>会社は、同社の取得後の業績が、取得時に作成した事業計画と大きな乖離がなく、今後も概ね事業計画通りの業績推移が見込めることなどから、当連結会計年度において減損の兆候はないと判断している。</p> <p>当該のれんの残高は、連結財務諸表における金額的重要性が高く、また、取得時点の事業計画の前提となる経営環境の著しい悪化に該当するか否か等の判断については、経営者による主観的な判断を必要とし不確実性が高い。</p> <p>これらの理由により、当監査法人は、株式会社大都商會ののれんの評価を、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、のれんの評価の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営者が構築したのれんの減損に関連する内部統制を検討した。</li> <li>・ 経営者の事業計画に関する重要な仮定、使用した情報、計算方法に関する経営者へのヒアリングを実施した。</li> <li>・ 経営者が採用した重要な仮定に関して、過年度の事業計画と実績値との乖離原因の分析等を踏まえ合理性を検証した。</li> <li>・ 経営者が使用した情報に関して、監査済み会計数値との照合等により正確性を検証した。</li> <li>・ 経営者の計算方法、計算結果につき、監査人が再計算を行いその正確性を検証した。</li> </ul>

### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## < 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、新都ホールディングス株式会社の令和5年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、新都ホールディングス株式会社が令和5年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でない并表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
  - ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
  - ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

令和5年4月27日

新都ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

監査法人アリア  
東京都港区

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 茂 木 秀 俊

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 山 中 康 之

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている新都ホールディングス株式会社の令和4年2月1日から令和5年1月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新都ホールディングス株式会社の令和5年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貿易事業売上の実在性
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（貿易事業売上の実在性）と同一内容であるため、記載を省略している。

株式会社大都商会に関する関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の貸借対照表に計上されている関係会社株式は301,699千円であり、総資産1,926,775千円の15.6%を占め金額的な重要性が高い。</p> <p>会社が【注記事項】（重要な会計上の見積り）関係会社株式の評価に記載している通り、当事業年度においては実質価値の著しい下落は生じていないが、将来の不確実な経済状況の変動により、関係会社株式の実質価値を著しく低下させる事象が生じた場合、財政状況、経営成績に影響を及ぼす可能性があると考えられる。将来の経済状況には、今後の市場予測や売上計画等の重要な仮定を含み、これらには経営者の主観的判断が含まれる。</p> <p>これらの理由により、当監査法人は株式会社大都商会に関する関係会社株式の評価を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社大都商会に関する関係会社株式の評価を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営者が構築した関係会社株式の評価に関連する内部統制の整備状況を評価し、運用状況の有効性を評価した。</li> <li>・ 当該関係会社株式の取得原価と実質価額を比較し、実質価額の著しい低下が生じたか否かについて、会社の判断の妥当性を評価した。</li> <li>・ 取得当初の事業計画等の達成状況を検討し、当該関係会社株式の実質価値に含まれる超過収益力の経営者評価の妥当性を検討した。</li> </ul>

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基

づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
  2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年12月13日

新都ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 業務執行社員	公認会計士 茂木 秀俊
代表社員 業務執行社員	公認会計士 山中 康之

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている新都ホールディングス株式会社の2023年2月1日から2024年1月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2023年8月1日から2023年10月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2023年2月1日から2023年10月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、新都ホールディングス株式会社及び連結子会社の2023年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。